

滋賀県と株式会社 Fast Fitness Japan との包括的連携協定書



滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社 Fast Fitness Japan（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の一層の活性化および県民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) スポーツの振興に関すること。
- (2) 環境保全に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 子どもに関すること。
- (5) その他県民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、本協定に基づく事業の実施を通じて知り得た秘密事項を、本協定の目的外に利用し、または、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定終了後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月26日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月 大造

乙 東京都新宿区西新宿六丁目12番1号 パークウエスト6階
株式会社 Fast Fitness Japan

代表取締役社長

山部 清明